

医師臨床研修制度の見直しに関する意見書

医師臨床研修制度については、平成21年度の見直しにより、基幹型臨床研修病院の指定基準の一つとして、「入院患者数年間3,000人以上」という新たな基準が設けられた。

現時点では、指定基準を満たさない病院も、指定を継続できる激変緩和措置が設けられているが、平成24年度から研修を始める研修医の募集まで継続した後は、廃止することとされている。

しかしながら、地方には新たな指定基準を満たす病院は少なく、激変緩和措置の廃止により、中小規模の基幹型臨床研修病院の指定が取り消しになれば、地域医療を担う病院での臨床研修の機会を奪うことにもなり、看過することはできないものである。

また、本県における平成22年度のマッチングの状況は、研修医募集定員75名に対し、マッチ者は全国最少の30名であり、募集定員に対するマッチ者数の割合も全国最低の40.0%と臨床研修医数が非常に少ない状況にあり、基幹型臨床研修病院の減少は、本県臨床研修医数の更なる減少につながるおそれがある。

よって、国においては、医師不足が深刻化する地方において、地域医療を維持するという観点からも、基幹型臨床研修病院の指定における激変緩和措置を延長するとともに、基準の見直しを行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月14日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

横 路 孝 弘 様
西 岡 武 夫 様
菅 直 人 様
細 川 律 夫 様